

1 年金や入院保険金などの請求方法



お客さま



郵便局／
かんぽ生命

①参照

年金や保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性があるとされる場合や、不明な点が生じた場合などについてご連絡ください。

②参照

被保険者のプライバシーに関することも伺いますので、受取人または指定代理請求人からご連絡ください。

③約款・HP参照

主約款・特約条項の「別表(必要書類)」や「当社ホームページ」(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)もご参照ください。

④しおり・HP参照

「マイナンバー(個人番号)の取扱い」(62ページ)や「当社ホームページ」(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)もご参照ください。

⑤約款参照

即時定期約款「第21条」、据置定期約款「第39条」、災害特約「第42条」、傷害入院特約「第39条」、疾病傷害入院特約「第44条」

1 年金を受け取る場合など

	請求できる年金など	受取人
年金を受け取る時	年金	年金受取人(=被保険者)
年金受取人(=被保険者)が死亡した時	返戻金	ご契約者
被保険者が入院した時	入院保険金	被保険者

2 「契約内容」を「保険証券」および「この冊子」で確認してください。

3 最寄りの郵便局、当社の支店、かんぽコールセンター
ここにきこう
☎0120-552-950
にご連絡ください

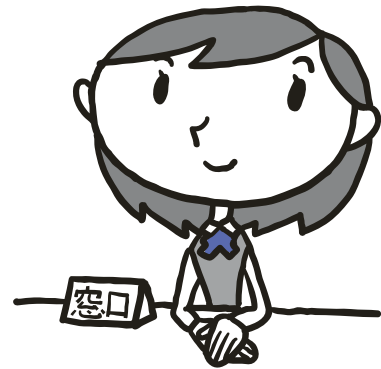
5 請求に必要な書類をすべて用意の上、提出してください。

- なお、年金を受け取るためには、上記の手続が年金の支払年度毎に必要です。
- 年金などの請求の際、年金受取人のマイナンバーの提供をお願いします

8 当社から発行する年金の支払いのご案内などにより、支払内容を確認してください。

- 継続的に口座で年金を受け取る場合は、希望した方にのみ支払明細書を送付します。

気軽に
ご相談ください。



4 請求にあたり、必要な書類をご案内します。

6 提出書類の内容を確認します。

7 請求を受け付けた日の翌日から同日を含めて、5営業日以内に年金などを支払います。

- なお、年金などを支払うために確認が必要な場合は45日以内に、その確認に特別な照会や調査が必要な場合は180日以内に、年金などを支払います。

特約保険料の払込免除の請求も同じです。

●契約内容の確認のお願い

○お客様の契約内容によっては、複数の保険金の支払事由に該当することがありますので、「保険証券」を準備の上、確認してください。

☑被保険者が複数の契約に加入していませんか？

☑「死亡保険金」を請求する場合、請求していない「入院保険金」、「手術保険金」、「その他返戻金など」はありませんか？

(例えば、被保険者が亡くなる前に、入院したり、入院中に手術した場合)

☑当社の定める「身体障がいの状態」に該当していませんか？

(例えば、「不慮の事故」により、片方の目が見えなくなったり、両耳が聞こえなくなった場合)

●年金や入院保険金などの請求権の期限^①

○年金、入院保険金、返戻金その他諸支払金を請求する権利は、行使しないまま「5年間」を過ぎると、その権利がなくなります。

早めの連絡および請求をお願いします。

5年間

①約款参照

即時定期約款「第22条」、据置定期約款「第40条」、災害特約「第43条」、傷害入院特約「第40条」、疾病傷害入院特約「第45条」

●提出書類の費用負担

○年金や入院保険金などの請求の際には「戸籍抄(謄)本」、「住民票」などお客様が提出する書類があります。これらの書類の取得費用は、「原則、お客様の負担」になります。また、提出書類の内容を確認した結果、他の書類の提出をお願いすることがあります。

●事実の確認のお願い

○お客様が提出した書類を確認した結果、当社の担当者または当社が委託した者から病気やケガの内容など事実の確認を行う場合があります。

確認の際には、ご協力をお願いします。なお、事実の確認が必要な場合は、当社から年金などを請求した方に通知します。

●診断書取得費用相当額の当社負担

○保険金などの請求の際に、診断書を提出したにもかかわらず、保険金の支払対象などとならなかった場合は、診断書取得費用相当額として、6,000円を支払います。

(注)当社所定の要件を満たしていることが必要です。

6,000円

●年金受取人(=被保険者)が死亡したときのお願い

○年金受取人(=被保険者)が死亡したときは、郵便局、当社の支店またはかんぽコールセンター(0120-552-950)に速やかにお知らせください。

▶ 指定代理請求制度

約款参照

指定代理請求特則
条項

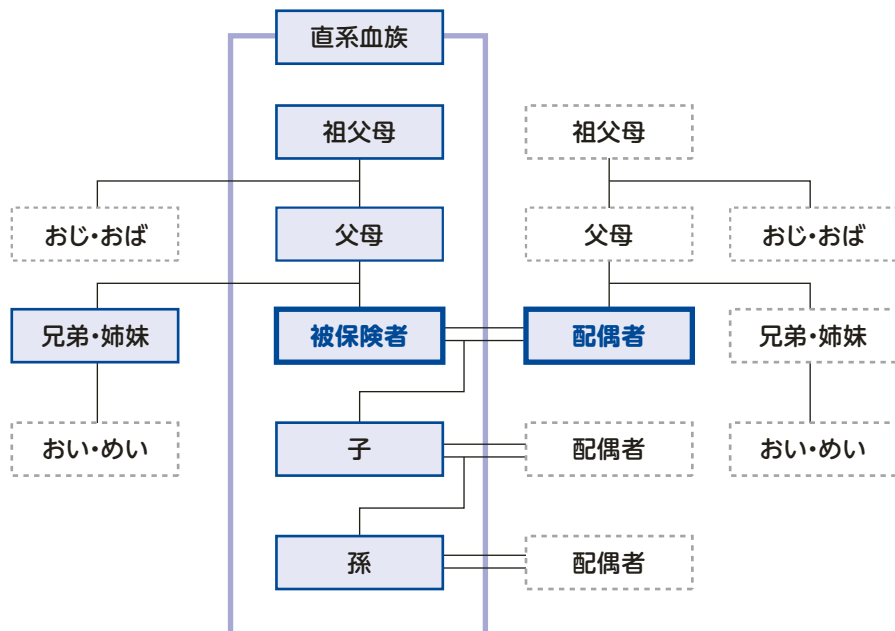
保険金受取人(=被保険者)が保険金を請求できない「当社所定の事情」がある場合、受取人に代わって、あらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が保険金を請求できる制度です。

【指定代理請求ができる例】※当社が認めた場合に限りです。

- 事故や病気で、こん睡状態にあり、保険金の請求を行うことが難しいとき
- がんなどの病名の告知を医師から受けておらず、家族のみが知っているとき
- ご契約者は「被保険者の同意」を得て、あらかじめ次の範囲内で1人の方を、指定代理請求人として指定または変更することができます。指定代理請求人は、保険金などの請求時においても、この範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定または変更するための保険料は不要です。
- 指定代理請求人に保険契約の保障内容および代理請求ができることをお知らせください。

- ☑ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ☑ 被保険者の直系血族
(例えば、祖父母、父母、子、孫)
- ☑ 被保険者の兄弟姉妹
- ☑ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族(例えば、配偶者の父母、おじ、おば、おい、めい)

【指定代理請求人の範囲の例】



【指定代理請求人が請求できる保険金など】

基本契約・特約	保険金などの例
即時定期年金保険 据置定期年金保険	年金
無配当傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約	入院保険金、手術保険金、 長期入院一時保険金 保険料の払込免除(※)
災害特約	傷害保険金 保険料の払込免除(※)

※ ご契約者と被保険者が同一人の場合(ご契約者が複数人である場合を除きま
す。)に限ります。

⚠️ ご注意

- 指定代理請求人に保険金などを支払ったときは、その後、同様の請求を
受けても、当社は重複して支払いません。
- 指定代理請求人に保険金などを支払った後に、ご契約者または被保険
者から問い合わせがあったときは、当社はその状況について事実に基づ
いて回答します。このとき、関係者の方々に万が一不都合が生じても、当
社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 指定代理請求人本人が事故や病気などで保険金などの請求を行うこと
が難しいときでも、指定代理請求人の成年後見人などによる請求はでき
ません。



2 基本契約の保障内容

▶ 定期年金保険(新定期年金保険)

(1)年金の支払いができる場合

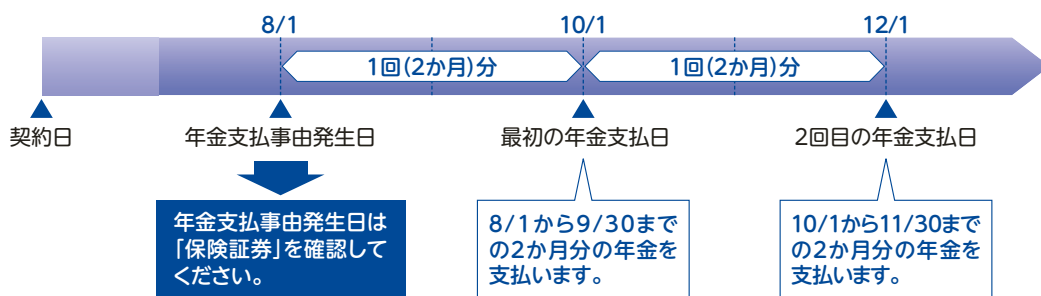
名称	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者が ①年金支払事由発生日 ②年金支払期間内に到来する年ごとの年金支払事由発生日に「生存」しているとき	基本年金額	年金受取人(=被保険者)

(2)年金の支払方法^①

- 年金の支払方法は「年6回払い」です。

加入時に申込みをした年金額(基本年金額といいます。)を6回に分割し、「2か月ごと」に1回分を支払います。

- 年金の支払方法の例(据置定期年金保険の場合)



(3)年金の受取方法

- 年金を受け取るには、次の方法があります。
 - ①指定の金融機関(当社が提携している金融機関に限ります。)の口座で受け取る方法
 - ②郵便局または当社の支店で受け取る方法

①約款参照

即時定期約款・据置定期約款「第2条」

しおり36P参照



「年金や入院保険金などを支払できない場合」をご参照ください。

3 特約の保障内容

▶ 1 特約の共通事項

●据置定期年金保険(保険料分割払)に付加できる特約の概要は、以下のとおりです。

(注)据置定期年金保険(保険料一時払)、即時定期年金保険に特約を付加することはできません。

特約名	保障内容						詳しくは	
		死亡保険金	傷害保険金	入院保険金	手術保険金	長期入院一時保険金	しおり	約款
無配当傷害入院特約	「不慮の事故」  ①での「ケガ」による入院や手術に備えます。	—	—	○ ケガ	○ ケガ	○ ケガ	33 ページ	133 ページ
無配当疾病傷害入院特約	「病気」や「不慮の事故」での「ケガ」による入院や手術に備えます。	—	—	○ 病気 ケガ	○ 病気 ケガ	○ 病気 ケガ	34 ページ	164 ページ
災害特約	「不慮の事故」での「ケガ」による「死亡」や「身体障がい」  ②に備えます。	○ ケガ	○ ケガ	—	—	—	35 ページ	98 ページ

 ①約款参照

特約「別表1」

 ②約款参照

特約「別表2」

 しおり36P参照

「年金や入院保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

特約保険料の払込免除ができる場合

●被保険者が「不慮の事故」でのケガにより、180日以内に「身体障がいの状態」になったとき

①約款参照

入院特約「第2条」(備考)

②約款参照

入院特約「第2条」(備考)

③約款参照

入院特約「第2条」(備考)および「別表4」

(1)「入院」および「手術」とは

- 「入院」**①**とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、「病院または診療所」**②**に入り、常に医師の管理下で治療に専念することをいいます。

「入院」に該当しない場合



- 病院・診療所が発行する領収証(診療報酬明細書)に「入院(基本料)」の計上がないとき
(例えば、外来手術での、大腸ポリープの切除や白内障のレーザー手術)
- 入院先が病院または診療所でないとき
(例えば、介護老人保健施設、助産院、鍼灸(しんきゅう)院、カイロプラクティック)
- 病気やケガの治療を目的としないとき
(例えば、美容のための入院、治療を主たる目的としない診断のための検査入院、介護のための入院、正常分娩による入院)

- 「手術」**③**とは、治療を直接の目的として、器具を用いて、生きている体に切断、悪い部分を摘出し取り除くなどの操作を加えること(放射線照射を含みます。)をいい、入院特約の別表4に定める「手術」をいいます。

「手術」に該当しない場合

- 入院特約の別表4に定める「手術」に該当しないとき。例えば、
 - ①被保険者以外の方に対する手術(新生児仮死蘇生術、胎児外回転術など)
 - ②治療を直接の目的としない手術(美容のための手術、臓器提供者の手術、出産に伴う胎児の娩出術(帝王切開を除く。)など)
 - ③生きている体に切断、悪い部分を摘出して取り除くことなどの操作を加えないもの(骨折の徒手整復術、椎間板ヘルニア徒手整復術など)

(2) 1つの原因により2回以上入院した場合の「入院保険金」の取扱い

- 同じ不慮の事故により、2回以上の入院をした場合は、継続した1回の入院とみなして入院期間の日数を計算します  ①。
- 同じ病気(直接の因果関係がある複数の病気があるものを含みます。)により、2回以上の入院をした場合、前回の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院は継続した1回の入院とみなして入院期間の日数を計算します  ②。


直接の因果関係がある複数の病気

病名が違っていても、医学上、一連の病気とみなされることがあります。

<一連のものとみなされることがある病気の例>

病名	左欄の病気と一連のものとみなされることがある病気
高血圧症	脳梗塞、脳血栓、脳出血、心筋梗塞、狭心症、心不全
糖尿病	糖尿病性血管障がい、糖尿病性腎症、糖尿病網膜症、糖尿病神経障がい、脳梗塞、脳血栓、心筋梗塞、心不全、狭心症
動脈硬化症	脳梗塞、脳血栓、心筋梗塞、心不全、狭心症、高血圧症
心筋梗塞	心不全、狭心症、不整脈
狭心症	心筋梗塞、心不全、不整脈
脳血栓	脳梗塞、失語症
慢性肝炎	肝硬変、食道静脈瘤(りゅう)、黄疸(おうだん)、肝臓がん
肝硬変	肝不全、食道静脈瘤(りゅう)、肝臓がん
慢性腎炎	腎不全、ネフローゼ症候群、尿毒症、腎性高血圧症

(3) 同一の日に2種類以上の手術を受けた場合の「手術保険金」の取扱い

- 同一の日に2種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか1種類のみ手術保険金を支払います  ③。

①約款参照

傷害入院特約「第5条」、疾病傷害入院特約「第6条」

②約款参照

疾病傷害入院特約「第6条」

③約款参照

傷害入院特約「第7条」、疾病傷害入院特約「第8条」

(4)一定の種類の手術を受けた場合の「手術保険金」の取扱い

- 当社の定める一定の種類の手術を受けたときは、1つの「不慮の事故」または1つの「病気」による入院中につき「1回の支払いを限度」とします。

無配当傷害入院特約の場合	1つの「不慮の事故」による入院にかかるもの ①。
無配当疾病傷害入院特約の場合	1つの「不慮の事故」または1つの「病気」による入院にかかるもの ②。

●当社の定める一定の種類の手術の例

- ①レーザー・冷凍凝固による眼球の手術
- ②悪性新生物温熱療法
- ③新生物根治放射線照射
- ④内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術
- ⑤衝撃波による体内結石破碎術

(5)「手術保険金」の支払事由の変更

- 当社は、手術保険金の支払事由に関係する法令などの改正または医療技術の変化があり、手術保険金の支払事由に影響がある場合は、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額を変更することなく、手術保険金の支払事由を変更することがあります。この場合、当社はその約款の規定を変更する2か月前までに、ご契約者に連絡します
③。

①約款参照

傷害入院特約「別表4」(備考9)

②約款参照

疾病傷害入院特約「別表4」(備考9)

③約款参照

傷害入院特約「第42条」、疾病傷害入院特約「第47条」

▶ 2 無配当傷害入院特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	受取人 ⑤
入院保険金	「不慮の事故」 ①でのケガにより3年以内に1日以上「入院」 ②をしたとき	入院保険金日額 × 入院日数 1つの不慮の事故による入院につき120日分が限度です。	特約基準保険金額 (入院保険金、手術保険金および長期入院一時保険金を通算します。)	被保険者
手術保険金	入院保険金の支払われる入院の原因と同一の原因により、入院中に「手術」③をしたとき	手術1回につき 入院保険金日額 × 5・10・20・40倍 (手術の種類に応じて定めている倍率 ④)		
長期入院一時保険金	1つの「不慮の事故」①でのケガによる入院日数が継続して120日となったとき	特約基準保険金額 × 3% (例)特約基準保険金額が 200万円の場合 200万円 × 3% =60,000円		

「入院保険金日額」とは、特約基準保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。

(例:特約基準保険金額が200万円の場合) 200万円×1.5/1000=3,000円

約款参照

無配当傷害入院特約条項

①約款参照

傷害入院特約「別表1」

②しおり・約款参照

傷害入院特約「第2条」(備考)および「特約の共通事項」(29ページ)

③しおり・約款参照

傷害入院特約「別表4」および「特約の共通事項」(29ページ)

④約款参照

傷害入院特約「別表4」

⑤約款参照

被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱いは、傷害入院特約「第4条」をご覧ください。

しおり36P参照

「年金や入院保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

▶ 3 無配当疾病傷害入院特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	受取人 ⑤
入院保険金	①病気で1日以上 上の「入院」 ①をしたとき ②「不慮の事故」 ②でのケガ により3年以内 に1日以上 の「入院」をした とき	入院保険金日額 × 入院日数 1つの病気または 1つの不慮の事故 による入院につき、 それぞれ120日分 が限度です。	特約基準保険 金額 (入院保険金、 手術保険金お よび長期入院 一時保険金を 通算します。)	被保険者
手術保険金	入院保険金の支 払われる入院の 原因と同一の原 因により、入院中 に「手術」③を したとき	手術1回につき 入院保険金日額 × 5・10・20・40倍 (手術の種類に 応じて定めている 倍率④)		
長期入院 一時保険金	1つの病気また は1つの「不慮の 事故」②でのケ ガによる入院日 数が継続して120 日となったとき	特約基準保険金額 × 3% (例)特約基準保険 金額が 200万円の場合 200万円 × 3% =60,000円		

「入院保険金日額」とは、特約基準保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。

(例:特約基準保険金額が200万円の場合) $200万円 \times 1.5 / 1000 = 3,000円$

約款参照

無配当疾病傷害入院特約条項

①しおり約款参照

疾病傷害入院特約「第2条」(備考)および「特約の共通事項」(29ページ)

②約款参照

疾病傷害入院特約「別表1」

③しおり約款参照

疾病傷害入院特約「別表4」および「特約の共通事項」(29ページ)

④約款参照

疾病傷害入院特約「別表4」

⑤約款参照

被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱いは、疾病傷害入院特約「第5条」をご覧ください。

しおり36P参照

「年金や入院保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

▶ 4 災害特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	受取人
死亡保険金	「不慮の事故」 ①でのケガにより180日以内に「死亡」したとき	特約基準保険金額の全額	特約基準保険金額 (死亡保険金および傷害保険金を通算します。)	特約死亡保険金受取人
傷害保険金	「不慮の事故」でのケガにより180日以内に「身体障がいの状態」②になったとき	身体障がいの状態に応じて特約基準保険金額の10%~100%		被保険者 ③

複数の身体障がいの状態になった場合の「傷害保険金額」

- ① 1つの「不慮の事故」でのケガによって、**身体の同一部位** ④ (例えば、肩関節以下) に、2つ以上の**身体障がい**が生じたときは、該当する支払割合のうち、最も高い支払割合で計算した傷害保険金額となります。
- ② 「不慮の事故」でのケガによって、すでに身体障がいがあった部位と同一部位に、さらに身体障がい加わったときは、その結果、生じた身体障がいの状態に応じた傷害保険金額から、すでになっていた**身体障がいの状態**に応じた傷害保険金額を差し引いた金額となります。

⚠️ ご注意

- 被保険者が「不慮の事故」の日を含めて4日以内に死亡したときは、傷害保険金は支払わず、死亡保険金を支払います。

📖 約款参照

災害特約条項

📖 ①約款参照

災害特約「別表1」

📖 ②約款参照

災害特約「別表2」

📖 ③約款参照

被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取扱いは、災害特約「第4条」をご覧ください。

📖 ④約款参照

災害特約「別表4」の(4)

📖 しおり36P参照

「年金や入院保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

4 年金や入院保険金などを支払できない場合

次の場合には、年金の支払いや入院保険金などの特約保険金の支払い、特約保険料の払込免除はできません。

基本契約・特約に共通する事項

▶ 1 重大事由による解除の場合

📖 ①約款参照

即時定期約款「第5条」、据置定期約款「第13条」、災害特約「第17条」、傷害入院特約「第18条」、疾病傷害入院特約「第23条」

●「重大事由」📖①とは、次のものをいいます。

【重大事由】

- ① ご契約者、被保険者または特約保険金受取人が特約保険金を詐取る目的または他人に詐取させる目的で**保険事故**を起こしたとき（未遂を含みます。）
- ② ご契約者、被保険者または特約保険金受取人が特約保険料を払込免除させる目的で**保険事故**を起こしたとき（未遂を含みます。）
- ③ 年金や特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。）の請求について、年金または特約保険金の受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。）
- ④ ご契約者、被保険者または特約保険金受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき
（※1）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
（※2）反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用などをいいます。また、ご契約者もしくは特約保険金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
- ⑤ その他契約を継続することを期待しえない重大な事由があるとき

- 上記の「重大事由」に該当し、当社が基本契約または特約を解除した場合は、年金や特約保険金の支払い、特約保険料の払込免除はできません。ただし、上記④にのみ該当した場合で、複数の特約保険金受取人のうちの一部の受取人だけが該当した場合に限り、特約保険金のうち、その該当した特約保険金受取人に対して支払うこととなっていた特約保険金を除いた額を、他の受取人に支払います。
- 当社は、すでに年金や特約保険金の支払いをしたときは、その返還を請求し、また、すでに特約保険料の払込免除をしたときは、その保険料を請求することがあります。

▶ 2 詐欺による取消し、または不法取得の目的による無効の場合

- 「詐欺」[■](#)①または「不法取得の目的」[■](#)①により契約を成立させた場合は、その契約は取消しまたは無効となることがありますので、年金や特約保険金の支払い、特約保険料の払込免除はできません。この場合、すでに払い込んだ保険料は返しません。

▶ 3 保険料の払込みがなく、基本契約または特約が「解除」または「失効」となった場合

- 保険料の払込みがなかったため、基本契約または特約が解除となったときまたは効力を失った(失効した)ときは、その解除後または失効後は保障がないため、年金や特約保険金の支払いはできません。詳しくは「保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効」のページ[■](#)②をご参照ください。

【据置定期年金保険(保険料分割払)に限ります。】

▶ 4 加入限度額超過による解除の場合

- 基本契約の年金額または特約の保険金額が「加入限度額を超える」ため、当社がその加入限度額を超えた基本契約または特約を解除したときは、その解除後は保障がないため、年金や特約保険金の支払い、特約保険料の払込免除はできません[■](#)③。

特約を付加したとき

▶ 1 告知義務違反[■](#)④による解除の場合

【無配当疾病傷害入院特約を付加した場合に限ります。】

▶ 2 「特約保険金の支払事由」または「特約保険料の払込免除事由」に該当しない場合

- 「特約保険金の支払い」や「特約保険料の払込免除」は、特約条項に定める支払事由または払込免除事由に該当する場合に受けることができます。
- 特約条項に定める特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由に該当しない場合は、特約保険金の支払いや特約保険料の払込免除はできません。

(1)「保障(責任)の開始時」[■](#)⑤前の「病気」や「ケガ」を原因とするとき

- 「特約保険金の支払い」は、その原因となる「病気」または「ケガ」が特約の保障(責任)の開始時以後に生じたことが、その要件となっています。
- したがって、保障(責任)の開始時前にすでに生じていた「病気」や「ケガ」を原因とする場合には、「特約保険金の支払い」はできません。

[■](#)①約款参照

即時定期約款「第7・8条」、据置定期約款「第15・16条」、災害特約「第19・20条」、傷害入院特約「第20・21条」、疾病傷害入院特約「第25・26条」

[■](#)②しおり48P参照

「保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効」

[■](#)③しおり14P参照

「年金・特約保険金の加入限度額」

[■](#)④しおり12P参照

「健康状態などの告知」

[■](#)⑤しおり参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」(15ページ)、「契約の復活」(50ページ)

①約款参照

疾病傷害入院特約
「第3・11・40条」

②しおり12P参照

「健康状態などの告知」

③しおり約款参照

「特約の保障内容」
(29ページ)、入院
特約「第2条」(備考)
および「別表4」

④約款参照

特約「別表2」

●ただし、保障(責任)の開始時前にかかっていた「病気」であっても、以下の場合には、保障(責任)の開始時以後にかかった「病気」とみなします ①。

①保障(責任)の開始の日を含めて2年を経過した後に、その「病気」を原因とする入院・手術をしたとき(告知義務違反により当社が特約を解除することができる場合を除きます。)

②契約の申込みの際に、その「病気」について告知 ②があったとき(※)

③その「病気」に関して、保障(責任)の開始時前に、次のアおよびイを満たすとき(ご契約者または被保険者がその「病気」による症状について、認識または自覚していた場合を除きます。)

ア 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

イ 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(※)「質問表(告知書)」にご自身で記入(告知)した「病気」のみが該当します。当社が引受けに当たって「病気」に関する事実を知っていたか否かにかかわらず、質問表(告知書)に記入(告知)しなかった「病気」は対象とはなりません。

(2)当社の定める「入院」③に該当しないとき

(3)当社の定める「手術」③に該当しないとき

(4)当社の定める「身体障がいの状態」④に該当しないとき

▶ 3 免責事由などに該当する場合

- 特約保険金の支払事由に該当する場合でも、当社の特約条項に定める「免責事由」などに該当する場合は、特約保険金の支払いはできません。免責事由などは、次のとおりです。

(1) 特約保険金の支払いができない場合

○がある箇所が該当します。

特約種類／保険金 免責事由など	災害特約		無配当傷害 入院特約 無配当疾病 傷害入院特約			無配当疾病 傷害入院特約		
	死亡 保険金	傷害 保険金	ケガが原因			病気が原因		
			入院 保険金	手術 保険金	長期 入院一時 保険金	入院 保険金	手術 保険金	長期 入院一時 保険金
ご契約者または被保険者の故意または重大な過失	○	○	○	○	○	○	○	○
被保険者の犯罪行為	○	○	○	○	○			
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故	○	○	○	○	○			
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故	○	○	○	○	○			
被保険者が運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故	○	○	○	○	○			
被保険者が酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故	○	○	○	○	○			
被保険者の薬物依存						○	○	○
地震、噴火または津波(※)	○	○	○	○	○			
戦争その他の変乱(※)	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 危険の程度により保険金を全額または削減して支払うときがあります。

(2) 特約保険料の払込免除ができない場合

【据置定期年金保険(保険料分割払)に限ります。】

○がある箇所が該当します。

特約種類／払込免除 払込免除事由に該当しても 特約保険料の払込免除をしない場合	災害特約 無配当傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約
	身体障がいによる特約保険料払込免除
ご契約者または被保険者の故意または重大な過失	○
被保険者の犯罪行為	○
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故	○
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故	○
被保険者が運転資格を持たないで運転している間に生じた事故	○
被保険者が酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故	○
地震、噴火または津波(※)	○
戦争その他の変乱(※)	○

※ 危険の程度により特約保険料の払込免除をする場合があります。

- 身体障がいの状態となる直接の原因が特約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故で受けたケガの場合は、特約保険料を払込免除としません。



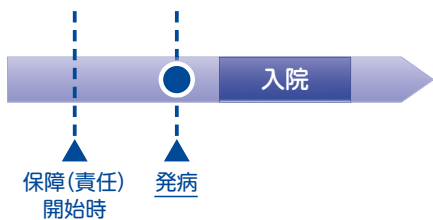
5 保険金を支払うことができる事例と 支払うことができない事例

- 保険金を支払うことができる場合、または支払うことができない場合の代表的な事例です。その他の事例についても当社ホームページ (<http://www.jp-life.japanpost.jp/>) に掲載しております。
- 契約の保険種類・特約種類・加入時期によっては、取扱いが異なる場合があります。

▶ 事例 1 保障(責任)開始前に発病した場合(入院保険金) <入院特約 第2条(特約保険金の支払)>

○ 支払うことができます。

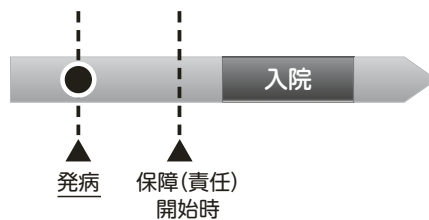
保障(責任)開始時以後に発病した「椎間板ヘルニア」により、入院した場合



入院の原因となる病気が保障(責任)開始時以後に発病しているため、入院保険金を支払います。

✕ 支払うことができません。

保障(責任)開始前から治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、保障(責任)開始時以後に悪化して入院した場合



入院の原因となる病気が保障(責任)開始前に発病しているため、入院保険金は支払うことができません。

解説

- 入院保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった病気または発生した不慮の事故でのケガを原因とする入院に対して支払います。
- 保障(責任)開始前に発生した不慮の事故でのケガを原因とする入院は、支払うことができません。
- 保障(責任)開始前にかかっていた病気を原因とする入院は、支払うことができません。ただし、当社所定の条件を満たす場合は、支払うことがあります ①。

お確かめください…



📖 ①しおり36P参照

「年金や入院保険金などを支払うことができない場合」

▶ 事例 2 支払日数限度を超過した場合(入院保険金)

<無配当傷害入院特約 第3条、第5条、第6条>

<無配当疾病傷害入院特約 第4条、第6条、第7条>

○ 支払いできます。

食道がんにより130日入院した後に退院し、その2か月後に心筋梗塞により130日入院した場合



- ・食道がんによる入院は、120日分(支払日数限度まで)支払います。
- ・心筋梗塞による入院は、食道がんとの因果関係がないため別の病気として、120日分(支払日数限度まで)支払います。

× 2回目の入院は支払いできません。

肝硬変により130日入院した後に退院し、その2か月後に肝臓がんにより130日入院した場合



- ・肝硬変による入院は、120日分(支払日数限度まで)支払います。
- ・肝臓がんによる入院は、肝硬変と肝臓がんに関係があるため1つの病気とみなし、1回目の入院と通算しますので、入院保険金は支払いできません。

解説

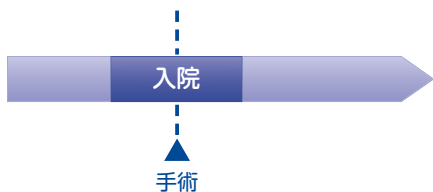
- 入院保険金は、1つの病気または1つの不慮の事故でのケガを原因とする入院に対して、120日分を限度に支払います。
- 病気による入院の場合、被保険者が退院日の翌日からその日を含めて180日を経過してから再度同じ病気を原因として入院したときは、新たな病気によるものとみなして入院保険金を支払います。
- ケガによる入院の場合、不慮の事故の日から3年以内に開始した入院について、120日分を限度として、入院保険金を支払います。

▶ 事例 3 入院を伴わない手術などの場合 (手術保険金)

<入院特約 別表4>

○ 支払えます。

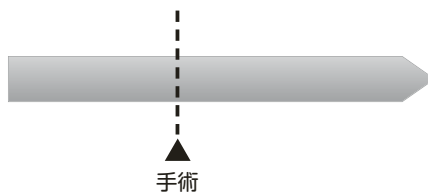
入院を伴った所定の手術を受けた場合



入院中に受けた手術のため、手術保険金を支払います。

× 支払えません。

入院を伴わない外来での手術を受けた場合



入院をせず外来で手術のみを受けたときは、手術保険金は支払えません。

解説

- 手術保険金は、入院保険金を支払うことができる入院期間中(※)に、その入院の原因となった病気または不慮の事故でのケガにより所定の手術を受けたときに支払います。
(※)病院・診療所が発行する領収証(診療報酬明細書)に「入院(基本料)」の計上がないとき(例えば、外来手術をしたとき)は、「入院保険金を支払うことができる入院」には該当しません。
- 入院を伴わない外来での手術とは、入院をせず外来で手術のみを受けた場合などを指します。
(注)「外来診療」、「回復室での処置」、「医療法に定める許可病床以外の施設での滞在」は、「入院」には含まれません。
- 入院保険金を支払うことができる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合は、その間に受けた手術についても手術保険金を支払います。

▶ 事例 4 1回の支払いを限度とする手術の場合(手術保険金)

<入院特約 別表4>

○ 支払いできます。

事故による骨折で入院中に、
1回目: 大腿骨骨折観血的接合術
(筋骨の手術)
2回目: 肋骨骨折観血的接合術
(筋骨の手術)
を受けた場合

筋骨の手術は1回の支払いを限度としない手術であるため、2回目以降も手術保険金を支払います(同日の手術は、高い倍率の手術1回のみ支払います。)

× 2回目の手術は支払いできません。

動脈硬化症で入院中に、
1回目: 経皮的冠動脈形成術
(血管カテーテルの手術)
2回目: 四肢の血管拡張術・血栓除去術
(血管カテーテルの手術)
を受けた場合

血管カテーテルの手術は1回の支払いを限度とする手術であるため、1つの病気を原因とする入院について、2回目以降の手術保険金は支払いできません。

解説

○以下の種類の手術は、1つの病気または1つの不慮の事故でのケガを原因とする入院(※)につき、1回目のみ支払います。

- レーザー・冷凍凝固による眼球の手術
- 悪性新生物温熱療法
- 新生物根治放射線照射
- 内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術
- 衝撃波による体内結石破碎術

(※)1つの病気によって保険期間中に2回以上入院された場合、2回目以降の入院の開始日が直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前であれば、それらの入院は1つの病気による入院とします。

また、1つの不慮の事故によって2回以上入院した場合、それらの入院がその事故の日から3年以内に開始されたものであれば、それらの入院は1つの不慮の事故による入院とします。

▶ 事例 5 身体障がいの状態になった場合(傷害保険金)

<災害特約 第2条(特約保険金の支払)>

○ 支払いできます。

交通事故による脊髄損傷により、両下肢が完全に麻痺し、その後医師に回復の見込みがないと診断された場合

障がいの状態(脊髄損傷)が固定し、かつ、回復の見込みがなく、災害特約条項に定める身体障がいの状態である「両下肢の用を全く永久に失ったもの」に該当するため、傷害保険金を支払います。

× 支払いできません。

交通事故の後遺症で両膝の関節が全く曲がらなくなったが、医師に回復の見込みがあると診断された場合

両膝の関節に回復の見込みがあるため、災害特約条項に定める身体障がいの状態に該当しないことから、傷害保険金は支払いできません。

解説

- 傷害保険金は、被保険者が特約の保障(責任)開始時以後に不慮の事故によりケガをし、そのケガを直接の原因として、その事故の日から180日以内に災害特約条項に定める身体障がいの状態に該当し、その身体障がいの状態が固定し、かつ回復の見込みがない場合に支払います。
- 災害特約条項に定める身体障がいの状態は、身体障害者福祉法などに定める身体障がいの状態とは異なります。